

なかお事務所 ダイジェスト!

社会保険労務士事務所 なかお事務所報

2015年3月号



今月の特集①

ストレスチェックの実 施等が義務となります

労働安全衛生法が改正となり、平成27年12月からストレスチェックの実施等が義務となります。
どのような措置を講じなければならないのでしょうか。



今月の特集②

被害者加害者の関係と 通勤災害

※こちらの記事は、顧問先さまのみの配信となります。

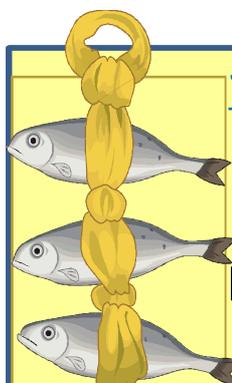
ご希望の方は問合せフォームより「2015年2月号特集②配信希望」の旨送信ください。



今月の数字

13.5/1000

今年も据え置きです。



ちよつと一服

さかなコーナー

山女魚・岩魚

「ついにこの季節がやって
きました！」

もう3月です。この時期は花粉症に悩まされる方も多いと思います。
症状が重い人だと仕事や業務に支障をきたす場合もあるよう
です。

マスクやメガネをかけたたり本人の花粉症対策も大事ですが、
他の人も職場内に花粉を持ち込まないように入り口で服に付
いた花粉を払ったりすると効果があるそうです。

ちなみに私はゴールデンウィークあたりまで花粉症が続きます。



今月の特集①: ストレスチェックの実施等が義務となります

労働安全衛生法が改正となり、平成27年12月からストレスチェックの実施等が義務となります。

★主な改正点と改正の理由

常時使用する労働者に対して、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)を実施することが事業者の義務となります。
(ただし、労働者数50人未満の事業場は当分の間努力義務となります。)

この改正の理由として、精神障害の労災認定件数が3年連続で過去最高を更新するなど、増加していることによるとしています。

<精神障害の労災認定件数>

平成21年度: 234件、平成22年度: 308件、平成23年度: 325件、平成24年度: 475件

★ストレスチェック制度の目的

- ・一次予防を主な目的とする(労働者のメンタルヘルス不調の未然防止)
- ・労働者自身のストレスへの気付きを促す
- ・ストレスの原因となる職場環境の改善につなげる

★ストレスチェックの概要

①医師、保健師等によるストレスチェック

- ・仕事について〔仕事量、体を使うか精神を使うか、やりがい など〕
- ・最近1か月間の心身状態について〔活力、怒り、不安 など〕〔めまい、痛み、コリ、疲れ、食欲 など〕
- ・相談相手の有無などについて〔気軽に話せる相手、頼りに出来る人、相談相手 など〕
- ・仕事や家庭生活の満足度

②結果の通知

検査結果は、検査を実施した医師、保健師等から**直接本人に通知**され、本人の同意なく事業者に提供することは禁止されます。

③相談・指導

検査の結果、一定の要件に該当する労働者から事業者へ**面接希望の申出があった場合**、医師による面接指導を実施することが事業者の義務となります。また、申出を理由とする不利益な取扱いは禁止されます。

④措置の実施

面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き、必要に応じ(労働者の実情を考慮し)就業上の措置※を講じることが事業者の義務となります。

※就業上の措置

・就業場所の変更 ・作業の転換 ・労働時間の短縮 ・深夜業の回数の減少 など

※労働者の意に反してまで、ストレスチェックの受診を義務づけることは適当でないため、労働者の受診義務は設けないこととしています。

★まとめ

精神障害の労災認定だけでなく、昨今のメンタルヘルスによる休職の増加などの問題もありますので、50人未満の企業も従業員に対し「最近おかしいな?」と感じることがあれば、医師によるストレスチェックや面談を早めに受けることも労務管理上必要なこととすし、トラブル防止策の一つになると思います。

労働安全衛生法の改正等に関するご質問やご相談は、当事務所までお気軽にご連絡くださいませ。

今月の数字 <13.5/1000>

この数字は、平成27年度の一般の事業における雇用保険率です。

数年に一度、雇用保険率が変更になります。

労働政策審議会は、厚生労働大臣に今年度の保険率を据え置く答申をしました。このことにより今年度の雇用保険率は、据え置かれる見込みです。

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの雇用保険料率は下の表のとおりです。

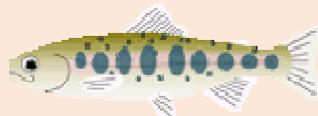
雇用保険料は、労使折半ではなく若干会社負担の方が多くなっていますので、給与天引きの際には注意が必要です。また、業種(一般と建設業)によって保険率が異なりますのでご注意ください。

なお、健康保険料が改定ですが、去年の国会解散の影響により4月(5月納付分)からになる予定です。

	① 労働者負担分	② 事業主負担分	①+② 雇用保険料率
一般の事業	5/1000(0.5%)	8.5/1000(0.85%)	13.5/1000(1.35%)
農林水産・清酒製造 の事業	6/1000(0.6%)	9.5/1000(0.95%)	15.5/1000(1.55%)
建設の事業	6/1000(0.6%)	10.5/1000(1.05%)	16.5/1000(1.65%)

ちょっと一息さかなコーナー

早い川だと2月から渓流釣りが解禁
するところもあります。
多くの川では3月に解禁となります。



渓流釣りでは、主にヤマメやイワナを狙います。

解禁当初の水温が低い時は、エサも少なく魚の活性が上がってないので釣るのが難しいのですが、3月中旬以降になり気温が上がりだすとエサとなる虫が出てくるので活性が徐々に上がります。

3月中旬でも水は冷たいです。渓流は雪解け水が入るので雪が解け切る春までは気温に比べて水温はあまり上がりません。

解禁当初の渓流釣りで気を付けなければいけないのが“雪”です。

早い時期に解禁する川や雪深い川の場合、川沿いを歩いているうちに、雪だけが張り出して下に地面の無い部分に足を入れてしまいズボット落ちてしまうことがあります。水温数度ですから命の危険に直結するので怖いです。

見た目では分かりませんのでスキーのストックで探りながら釣り歩くこともあります。

解禁を遅らせればいいのかと思うのですが釣りたい気持ちも…。



編集後記

今年も確定申告の時期がやってきました。

開業当初は2月中に早々出していたのですが、ここ数年はギリギリの提出になっています。

今年も途中までは快調だったのですが、最後の段階で止まってしまっています。

自分のこととなると後回しになりますからね。(それではイカンのですが。)

(平成27年3月号)



なかお事務所

特定社会保険労務士・行政書士
代表 中尾 宏昭

埼玉県志木市本町5-13-28

和智ビル603

メール：info@nakao-jimusho.com

H P：<http://nakao-jimusho.com>

T E L：048-476-5753